

平成 16 年 9 月 府議会定例会

請願文書表

平成 16 年 9 月 定例会 請願書 受理一覧表

調査課

付託委員会名	件数	備考（分割したもの）
総務常任委員会	2	
厚生労働常任委員会	—	
文教常任委員会	1	
農林商工常任委員会	14	
建設常任委員会	—	
警察常任委員会	—	
計	17	

受 理 番 号	第 370 号	受 理 年 月 日	平成16年 9月29日	付 託 委 員 会	総 務 常 任 委 員 会
請 願 者	京都南部地区連合簡易保険加入者の会 会長 久保山 貞彦 ほか1人			紹 介 議 員	清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男
件 名	郵政事業の経営形態の在り方について国民的合意を求めることに関する請願				
要 旨	<p>現在政府において、郵政事業の改革に関する議論が行われているが、経済財政諮問会議では2007年に民営化を実施することとし、持株会社のもと、窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便貯金会社及び郵便保険会社として独立させるなどの基本方針が検討されている。</p> <p>郵政三事業の在り方については、今まで歴史的に様々な議論がされてきており、その結果「郵政公社法」が制定され、平成15年4月から日本郵政公社のもとに三事業が運営されることになった。</p> <p>全国2万4,700の郵便局を通じて、ユニバーサルサービスとして三事業を全国公平に提供するとともに、各自治体との連携により、住民票や納税証明等の交付事務を行うなど、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与し、地域の過疎化、少子・高齢化が進行する中で、郵便局のネットワークの役割、重要性はさらに大きくなるものと考えられる。</p> <p>従って、国民生活・利用者の立場からの改革を積極的に推進し、民間でできることは民間にを基本とするべきである。</p> <p>については、次の事項について留意いただくよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵政事業の今後の改革に当たっては、スタートした日本郵政公社の経営の効率化やサービスの改善等の成果を十分検証するとともに、拙速な分割・民営化議論を進めるべきでないこと。 2 今後の改革に当たっては、何のための改革であるのか、国民生活や経済にどのようなメリット・デメリットがあるのか国民にわかりやすく示すこと。 3 地方、とりわけ過疎地の郵便局を市場原理にゆだねることなく、今後とも維持していくこと。また貴重な国民的資産である郵便局ネットワークを地方の活性化等に活用すること。 4 5原則（経済活性化、構造改革全体との整合性、国民生活の利便性、ネットワーク資源活用、雇用への配慮）を踏まえ、職員が希望を持って働く環境を作るため、雇用には十分配慮すること。 5 改革の移行期においては、国民生活・国民経済への影響を考慮し、郵便事業の債務超過の解消や各事業の経営基盤の強化、国債マーケットへの配慮などに留意すること。 				

受 理 番 号	第 371 号	受 理 年 月 日	平成16年 9月29日	付 託 委 員 会	総 務 常 任 委 員 会
請 願 者	郵政公社を考える京都の会 代表 神 谷 光 一	紹 介 議 員	松 尾 孝 光 永 敦 彦		
件 名	郵政民営化に反対し、郵政事業における国民へのサービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書の提出を求めることに関する請願				
要 旨	郵政三事業は132年にわたって郵便事業・郵便貯金事業・簡易保険事業の三事業一体で非営利の国営事業として営まれてきたが、昨年4月1日に日本郵政公社に移行された。				

しかし、郵政事業の経営形態は、行財政改革の本丸と位置づけられ、9月10日の閣議により郵政事業の民営化が決定された。民営化された場合は、国民生活の利便安定より、株式会社の収益上の採算と効率化を重視したものとなるので、地方でも都市部でも郵便局の廃局や統廃合が進み、料金値上げ等も予想され、ユニバーサルサービスの継続・推持が困難になる等、地域住民の生活に大きな悪影響を与えることになる。

については、これまで培ってきた郵政事業の積極面をよく理解され、さらに国民サービスの向上のため、国民にとって欠かすことのできない郵政事業を守るために、郵政事業の民営化は絶対に行わないよう、次の事項について、国に対し意見書を提出されるよう請願する。

- 1 国民生活にとって欠かすことのできない郵政事業の民営化は行わないこと。
- 2 郵政三事業に関する、各事業法第1条に規定された事業目的（公共の福祉の増進）を公社の下でも積極的に発展させること。
- 3 第三種郵便、第四種郵便など、社会福祉的に安い料金制度を維持・継続すること。政策サービス料金として、一般会計からの補助や民間参入業者等からの費用負担制で存続されること。
- 4 生活のネットワークである郵便局は、過疎地域や地方だけでなく、都市部でもかけがえのない公的金融機関となっているので、「採算がとれない」等の理由のみで、郵便局の廃局や統廃合など、国民に不便や痛みを押しつける行為は行わないこと。

受 理 番 号	第 369 号	受 理 年 月 日	平成16年 9月29日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都教職員組合 委員長 大 平 熱	紹 介 議 員	本 庄 孝 夫 加味根 史 朗		
件 名	義務教育費国庫負担制度堅持を国に働きかける意見書採択を求めることに関する請願				
要 旨					

義務教育費国庫負担制度をめぐり、その廃止にむけた動きが一段と強められている。

こうした動きに対して、文部科学省をはじめ、日本PTA全国協議会、全国都道府県教育委員会連合会、市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、教職員組合など多くの教育関係団体、個人が義務教育費国庫負担制度堅持を求める声をあげている。先般、地方六団体がまとめた、「義務教育費国庫負担金の廃止を含む「国庫補助負担金などに関する改革案」」に対して、「憲法で保障された『教育の機会均等』にもとづく義務教育は、国が責任を持っておこなうべきもの・・・数あわせのために、安易な削減案を決めたのは、見識も、理念も欠いたもの」(8/20付読売)などマスコミからも厳しい批判の声があがっている。すでに、全国2000にのぼる自治体で、また都道府県段階では、愛媛、岡山、京都を除くすべての議会で、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書などが採択されている。

義務教育費国庫負担制度は、どの地域でも格差のない、ゆきとどいた教育を保障し、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図ることを目的としたもので、憲法・教育基本法に定められた国民の教育を受ける権利を保障する国としての財政責任を明らかにした制度である。その堅持は、私たち大人そして国の責務だと考える。

ついては、義務教育費国庫負担制度堅持の大切な意義、そして国民的な熱い願いをくみ取り、義務教育費国庫負担制度の堅持を国に強力に働きかける意見書を採択されるよう請願する。

受 理 番 号	第361～366号	受 理 年 月 日	平成16年9月29日	付 託 委 員 会	農林商工常任委員会			
請 願 者	新日本婦人の会右京支部 代表 人 見由美子	紹 介 議 員	島 田 敬 子 新 井 進 原 田 完					
件 名	BSEの全頭検査などの継続を求める国への意見書提出を求めるに関する請願 ほか5件							
要 旨	2001年に日本で狂牛病（BSE）が発見され、食の安全が脅かされる事態があった。そのとき、食の安全を確保するために全頭のBSE検査と特定危険部位の除去というダブルチェックが実施された。そのうえ、昨年BSEが発見されたアメリカに対して日本がいっさいの牛製品の輸入禁止を貫いたことで、国民は牛製品の安全に対する信頼を取り戻しつつある。 ところが国は、「若い牛を検査対象からはずしても、危険部位の除去さえすれば安全である」として、全頭検査の見直しを進めている。これは、アメリカの牛製品の輸入解禁のためにアメリカの甘い基準に合わせるのが目的としか思えない。 アメリカでは、食用牛の大半が若く、BSE検査も危険部位除去もなされていない。感染牛が見逃されている恐れもある。このまま輸入を再開すると牛エキス（牛ガラから作る）が入っている加工品にも病原体がしのびこむことも考えられる。牛エキスを使った加工品はヴィイヨン、カレールー、離乳食、ラーメンなど多くにわたる。 脳がスポンジ状となり、100%が死亡するこのBSE感染症に日本人が特に感染しやすいという厚生労働省の報告もある（平成13年厚生労働省研究班は、日本人の93%がBSE感染症を発症しやすい遺伝子タイプMM型であると報告している）。 については、以上の趣旨から、次の請願事項を採択のうえ、政府及び関係省庁に対し意見書を提出されるよう地方自治法の規定に基づき請願する。							
	1 BSE検査、危険部位除去は、全頭を対象とする現行対策を継続すること。 2 現行基準を引き下げての、アメリカ産牛の輸入再開を行わないこと。 3 牛エキス食材やその他の加工品に病原体が入らないようにすること。							

受 理 番 号	第 367 号	受 理 年 月 日	平成16年 9月 29日	付 託 委 員 会	農 林 商 工 常 任 委 員 会
請 願 者	新日本婦人の会京都府本部 会長 末松 弘子	紹 介 議 員		新 井 進 原 田 完 島 田 敬 子	
件 名	BSE全頭検査体制を堅持し、安全対策の未確立なアメリカ産牛肉の輸入禁止を求めるに関する請願				
要 旨	9月13日に熊本県で新たにBSE牛が確認され、22日には奈良県で13頭目が確認された。9月9日、食品安全委員会はプリオン専門委員会の「20ヶ月齢以下のBSE感染牛を発見できなかつたことは、今後のわが国のBSE対策を検討する上で、十分考慮にいれるべき事実である」との中間とりまとめを了承した。これを受け厚労省、農水省は20ヶ月齢以下を検査からはずす方向で国内対策の変更に着手、安全委員会に見直し案を諮問する方向である。 最近、若い牛でも感染を発見できる検査方法が開発されており、その方法だと生きた牛でも感染をみつけられる。丁寧に肥育する日本の肉牛の場合、と畜数のなかの20ヶ月齢以下が占める割合は12%程度、検査を20ヶ月以上の牛に限定し、あえて全頭検査を廃止する必要などない。 現在アメリカは、30ヶ月齢以下の検査は不要と、全体の0.1%くらいしか検査していない。仮に20ヶ月齢以上を検査することになつても、ホルモンを与えて早く育てているアメリカでは検査対象は2割。8割が無検査のまま輸入される。『輸入解禁するなら全頭検査が必要』と、日本国民の87%が求めている。 日本人の93%が、BSEの病原体が体に入ったとき、発症しやすい遺伝子を持っているという、厚生労働省研究班の調査もある。日本のように、全頭検査をして、危険部位は焼却して、一切使わないことが、最も安心、安全を確保する道である。 私たちは、安全対策を最優先し、全頭検査を続け、安全対策の未確立なアメリカ産牛肉の輸入禁止の継続を願っている。については、次の事項について請願する。				

- 1 京都府は国に対して、全頭検査体制を堅持し、安全対策が確立されるまでアメリカ産牛肉の輸入は再開しないことを要請すること。
- 2 府内産牛の全頭検査を堅持すること。

受 理 番 号	第 368 号	受 理 年 月 日	平成16年 9月29日	付 託 委 員 会	農 林 商 工 常 任 委 員 会
請 願 者	農林業と食糧・健康を守る京都連絡会 代表 佐々木 幸夫	紹 介 議 員		新 井 進 原 田 完	
件 名	国内の全頭検査体制を堅持し、安全検査体制が確立されるまでアメリカ産牛肉の輸入禁止継続を求めるに 関する請願				
要 旨	9月13日は熊本県で、22日には奈良県で相次いでBSE牛が確認された。こうした矢先に、全頭検査体制を廃止する動きが強められ、先の日米首脳会談ではアメリカ産牛肉の輸入再開を急ぐことで合意、実務者会議で具体化するという報道がされている。圧倒的国民の声は「BSE全頭検査体制を維持せよ」ということであり、国内で起こっている事態から考えても検査を緩和する理由など、どこにもない。 食品安全委員会のプリオン専門調査会は「20ヶ月齢以下のBSE感染牛を発見できなかったことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で、十分考慮に入れるべき事実である」との中間とりまとめを行った。これをうけて、厚労省・農水省は、全頭検査体制の見直しに着手している。 しかし、このとりまとめでは、今の検査方法では見いだせなかつたというだけであり、BSE牛がいないということではない。生きている牛でも検査可能な新しい検査方法の開発が進んでいることが報道されており、それによって20ヶ月齢以下の牛も発見が可能になる。 いま、全頭検査を緩和する必要など全くない。アメリカではBSE発生の原因とされる肉骨粉について、豚、鶏などの飼料が禁止されていないことから交差汚染の危険が排除されないこと、危険部位の除去が不徹底であること、トレーサビリティがなく個体管理ができていないことなど、多くの問題が指摘されている。もし、緩和することによってアメリカ産牛肉の輸入が再開されるとすれば、アメリカの安全体制の未確立によって、BSE感染牛が日本に輸入される危険は非常に高いと思われる。 私たちは、安全対策を最優先し、BSEを一掃することを基準にした日本の検査体制は世界に誇れるものであり、この水準を維持することが当然のことだと考える。厚生労働省研究班の調査によって、日本人の93%がBSEの病原体によって発症しやすい遺伝子を持っていることが明らかとなっており、一層厳しい検査体制の維持が求められる。	ついでに、次の事項について請願する。	1 全頭検査体制を堅持するよう国に対して要請すること。 2 安全対策が確立されるまでアメリカ産牛肉の輸入は再開しないよう国に対して要請すること。 3 府内産牛の全頭検査を維持すること。		

受 理 番 号	第 372 号	受理年月日	平成16年9月29日	付託委員会	農林商工常任委員会
請 願 者	高 橋 義 二	紹 介 議 員		島 田 敬 子 新 井 進 原 田 完	
件 名	BSE全頭検査の継続を堅持するよう国への意見書提出を求めることに関する請願				
要 旨	月齢20ヶ月以下の牛についてはBSEプリオンの発見はされず、科学的根拠が薄いので検査基準を緩めよう検討が、国の機関で進められている。				
	しかし、これは科学的根拠が薄いのではなく、科学の進歩がそこに到達していないことを表しているだけである。現に21ヶ月齢牛での感染が発見され、さらに若い牛での感染を判別する検査法が開発されたという、報道もおこなわれている。				
	もし、科学的に20ヶ月齢以下の牛に検査が不要とするのなら、その月齢以下の牛が感染しない理由が科学的に証明される必要があり、さらに21ヶ月齢での発見があるのなら、その間にどのような、牛体内での変化があるのかの解明が欠かせない。				
	問題は、感染牛が発見されたかどうかではなく、感染しているかどうかである。				
	今の段階で日本の検査制度を緩めてしまえば、報道されている新検査法の導入は再度の検査制度の復活から始めなければならず、多大な困難と時間を要することは明らかである。				
	厚生労働省の研究で日本人の大部分がヤコブ病を発症しやすいことも明らかにされている。				
	ついては、食の安全と、国民の生命、健康を守るために、政府と関係の諸官庁へ地方自治法に基づく意見書を提出されるよう請願するものである。				

受 理 番 号	第373, 374号	受 理 年 月 日	平成16年9月29日	付 託 委 員 会	農林商工常任委員会			
請 願 者	瀧 本 武 子 ほか1人	紹 介 議 員	新 井 進 原 田 完					
件 名	「BSE全頭検査の継続を国に求める」意見書提出を求めることに関する請願 ほか1件							
要 旨	<p>2001年、日本国内でもBSE感染牛が発見され大きな問題になった。その後、厚生労働省は、「と畜場における食肉処理を行う全ての牛についてBSE迅速検査を実施し、確定診断でBSE陽性の牛については全て焼却」いわゆる全頭検査を実施した。これが国内産牛肉の安全確保に力を発揮したことは明らかである。また、昨年12月にアメリカでBSE感染牛が見つかっており、政府は安全確保の保証がない米国産牛肉の輸入禁止措置をとった。この措置の意義も少なくない。日本国民の食の安全確保の土台に、食肉処理を行う全ての牛の全頭検査があったことは明らかである。</p> <p>ところが、この体制が、アメリカの理不尽な要求によって、いま崩されようとしている。アメリカ産牛肉は、いまだに全頭検査がなされておらず、危険部位の除去に際してもその部位が逆に飛び散って肉を汚染することもあると指摘されている。牛の歯による月齢検査も、6ヶ月の誤差が出ると米農務省自身が認めている。</p> <p>BSE感染牛は生後20ヶ月以下では見つかっていないと言われるが、これは20ヶ月以前の牛にはBSEが発生していないということではなく、検査精度とのかかわりで、現状の検査方法では見つかりにくいということだけである。最近、米カリフォルニア大学の教授らが月齢の若い牛でも感染を発見できる新しい方法を開発したことが報道（日本農業新聞04年8月29日付）されている。こうした方法も検討しながら、人間の命にかかる問題として、アメリカに全頭検査の実施を求めるこそ、日本政府の責任ではないだろうか。</p> <p>最近、奈良で国内13頭目のBSE感染牛が見つかった。こうした折、国内での全頭検査体制が失われれば、消費者の牛肉離れを引き起こし、それでなくとも大変な生産者の経営に大きな打撃を与えることは必至である。</p> <p>については、こうした現状にかんがみ、政府に対して、引き続き食肉処理を行う全ての牛について、BSE検査を行うことをはじめ、この間の安全確保の措置を継続させること、アメリカからの牛肉について現状での輸入再開をしないことを求める意見書を提出されるよう請願する。</p>							

受 理 番 号	第375, 376号	受 理 年 月 日	平成16年 9月29日	付 託 委 員 会	農林商工常任委員会
請 願 者	瀧 本 武 子 ほか1人	紹 介 議 員		新 井 進 原 田 完	
件 名	京都府が、府内産牛の全頭検査を引き続き行うことを求めることに関する請願 ほか1件				
要 旨	2001年、日本国内でもBSE感染牛が発見され大きな問題になった。その後、厚生労働省は、「と畜場における食肉処理を行う全ての牛についてBSE迅速検査を実施し、確定診断でBSE陽性の牛については全て焼却」 といわゆる全頭検査を実施した。これが国内産牛肉の安全確保に力を發揮したことは明らかである。この体制が、全頭検査を実施していないアメリカの理不尽な要求によって、いま崩されようとしている。				
<p>BSE感染牛は生後20ヶ月以下では見つかっていないと言われるが、これは20ヶ月以前の牛にはBSEが発生していないということではなく、検査精度とのかかわりで、現状の検査方法では見つかりにくいということだけである。最近、米カリフォルニア大学の教授らが月齢の若い牛でも感染を発見できる新しい方法を開発したことが報道（日本農業新聞04年8月29日付）されている。こうした方法も検討しながら、人間の命にかかる問題として、アメリカに全頭検査の実施を求めるこそ、日本政府の責任ではないだろうか。</p> <p>最近、奈良で国内13頭目のBSE感染牛が見つかった。こうした折、国内での全頭検査体制が失われれば、消費者の牛肉離れを引き起こし、それでなくとも大変な生産者の経営に大きな打撃を与えることは必至である。</p> <p>すでに報道もされているが、日本各地の自治体で「独自の判断で全頭検査継続」を決めた県もうまれている。「県産牛のブランド維持が狙い。全頭検査を受けた方が長い目で見るといい。」との判断も伝えられている。</p> <p>については、米国産牛肉の安全性への疑問が払拭できない現状や国内発生が続く事態において、私たちは京都府が府民の食の安全の確保・生産者の経営の安定めざして、府内産牛の全頭検査を引き続き行うことを請願する。</p>					

受 理 番 号	第 377 号	受 理 年 月 日	平成16年 9月29日	付 託 委 員 会	農 林 商 工 常 任 委 員 会
請 願 者	社団法人 京都府獣医師会 会長 脇 田 英 一	紹 介 議 員	清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる		
件 名	牛海綿状脳症（BSE）対策に関する請願				
要 旨	内閣府の食品安全委員会は、去る9月9日、「我が国における約350万頭に及ぶ検査により、20カ月齢以下のBSE感染牛を確認できなかったことは、我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実」などを骨子とするプリオン専門調査会の「中間とりまとめ」を了承した。 これを受け、厚生労働省・農林水産省は、全頭検査体制の見直しの検討を行うとともに、米国産牛肉の輸入再開条件を詰める日米協議が本格化するとの報道がされている。 しかしながら国内では、熊本県で9月13日に、さらに22日には奈良県で、相次いでBSE牛の確認がされたところであり、未だBSEに関して清浄化されたと言える状態にはない。 日本における現在のBSE検査体制は、安全対策を最優先にした世界最高水準のものであり、我々獣医師も全面的に協力しているところである。 BSEに関して清浄化が確認されるまでの間、消費者の国産牛肉に対する安心を図るために、国内の全頭検査体制の維持は不可欠なものである。 また、米国のBSE対策については、BSE発生の原因とされる肉骨粉について、豚、鶏などの飼料への使用が禁止されていないことから、交差汚染の危険性が排除されないこと、特定危険部位の除去が不徹底であること、個体管理ができていないため月齢確認が困難であることなど、多くの問題点が指摘されている。 牛肉に対する消費者の安心を確保するためには、しっかりとした国内におけるBSE対策を講じるとともに、輸入される牛肉についても、同一基準で対策がおこなわれることが不可欠である。 については、国に対して次の事項を要請するよう請願する。				

- 1 BSEに関して清浄化が確認されるまでBSE全頭検査体制を堅持すること。
- 2 我が国と同一基準による安全措置が確立されるまで米国産牛肉の輸入は再開しないこと。